

食育実践優良法人顕彰 Q&A

最終更新日：令和8年8月6日

	項目	質問	回答
1	申請方法	申請にあたり、行政書士等が業として申請代行することは可能ですか？	本顕彰制度は、代理作成を認めておりません。申請企業の担当者様ご本人が記入し、申請してください。
2	申請方法	申請の際に提出する取組内容や実績が分かる書類とは、どんなものを提出したらいいですか？	形式の指定は特段ございません。認定の審査に必要なため、取組内容や取組実績等が判断しやすいようお送りください。なお、ウェブサイト及び申請書に記載されている注意点をよく読んで、申請ください。
3	全般	認定は一度取得したら、ずっと使えますか？	認定は単年度です。ロゴマークに記載された年度のみが認定期間となります。 (例：食育実践優良法人2027の認定期間は2028年3月末までとなります。)
4	全般	毎年同じ取組で申請できますか？	可能です。
5	全般	健康経営に申請していませんが、食育実践優良法人顕彰に申請できますか？	本顕彰制度は、健康経営優良法人へ申請している法人を対象にしているため、申請できません。
6	全般	健康経営優良法人に認定されていれば、自動的に食育実践優良法人顕彰に認定されるのか？	本顕彰制度は、健康経営優良法人へ申請していることが必須条件ですが、別途申請が必要です。
7	全般	代表者1人のみの法人は申請できますか？	制度の目的を鑑み、代表者1名のみ（従業員0人）の法人は申請は受け付けておりません。
8	全般	法人格のない任意団体や個人事業主等は申請できますか？	法人格がない場合は申請できません。 申請にあたっては、①国内法に基づく法人であり、②国税庁から法人番号が付与されていることが必要です。
9	全般	学校法人ですが、申請できますか？	申請いただけます。ただし、本顕彰制度は「従業員」を対象にした取組に対して認定する制度のため、児童・生徒・学生等を対象とする取組は対象としておりませんのでご注意ください。
10	全般	関係会社や子会社も一緒に申請できますか？	法人番号ごとに申請をお願いします。
11	全般	認定後に分社化・合併を行った場合、認定はどうなりますか？	状況により個別に判断いたしますので、事務局にお問合せください。
12	全般	パートタイム労働者（アルバイト・パート）は従業員数に含みますか？	含みます。
13	全般	産休（育休）中の従業員は従業員数に含みますか？	含みます。
14	認定要件	健康経営は不認定となりましたが、食育実践優良法人顕彰も不認定となりますか？	本顕彰制度は健康経営優良法人へ申請している法人を対象としていますが、認定については別途認定委員会にて要件を満たしているか審議のうえ決定します。従って、認定結果については必ずしも一致するとは限りません。
15	認定要件	当社は事業として「食育」を顧客へ提供しています。この場合は認定となりますか？	業として実施している場合でも、「従業員」へ対し食生活の改善に資する取組を併せて実施している場合は、認定となります。「従業員」へ対しての取組の実績がなければ、認定にはなりません。
16	認定要件	申請日以降に実施する予定の取組を申請書に記載しても良いですか？	本顕彰制度では、取組実績が既にある取組を認定の対象としています。申請日までに、取組実績のないものについては認定の対象とはなりません。
17	認定要件	本社では取組を実施していますが、地域拠点では導入していません。このような場合でも認定されますか？	企業全体で取り組んでいることが望ましいですが、この場合でも申請いただけます。拠点ごとに取組が異なる場合は、分かるように申請書に記載ください。
18	認定要件	認定要件に示されている「食生活の改善」に資する取組例に記載している取組だけが認定されるのですか？	現時点で想定される取組を例として掲載しています。記載の取組以外にも従業員の「食生活の改善」を目的とした取組であれば、申請いただけます。
19	認定要件	申請書の取組項目は3件記載できるようになっていますが、3件全て記載しなくてはならないのでしょうか？	複数の取組を記載できるようにしておりますが、必ずしも3つの取組をしなればいけないということではございません。1つ以上の取組をご記載ください。
20	認定要件	認定要件（5）について経営層の理解を得たうえで、社員全員が見られるポータルサイトの健康経営ページに取組の明確化をすることは、認定要件を満たしていると判断できますか？	満たしていると考えます。 申請の際の添付資料として、当該ポータルサイトの画面など記載が分かるものを可能であれば添付のうえご申請ください。
21	認定要件	認定要件（5）の取組が明確化されていることは「食育」に特化した文書を公開していることが必須であるのか？	「食育」に特化した行動指針のようなものを公開していれば理想的ですが、経営層が従業員の健康管理に対して何らかの指針を出していることが必須と考えています。一例として、健康経営宣言のようなものを想定しています。その中でも健康経営戦略マップなどで食堂での取組等具体的に公開しているものがあれば、申請書と一緒に併せてご提出ください。